第83回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

- (1) 日 時 令和3年12月2日(木) 午後1時30分~午後3時53分
- (2) 場 所 杉妻会館 3階 百合
- (3) 出席者

ア委員

伊藤宏(委員長)、市岡綾子、伊藤洋子、小堀健太、島田マリ子、新城希子、高畠亮、富樫健一、藤健太

イ 県 側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、 農林総務課主任主査、農林技術課長、土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、 教育庁財務課主幹兼副課長、警察本部会計課主幹兼次席

- ウ建設関係団体等
- (ア) 一般社団法人福島県建設業協会会長 外5名
- (イ) 個別事業者 1者
- (ウ) 個別事業者 1者

(4) 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
- (1) 建設関係団体等からの意見聴取について
 - ア 一般社団法人福島県建設業協会
 - イ 個別事業者〈非公開〉
 - ウ 個別事業者〈非公開〉
- (2) 各委員の意見交換・その他
- 3 閉 会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから「第83回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、説明や発言等をマスク着用、 着座にて行いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

今野委員につきましては、所用により欠席となっております。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いします。

【伊藤(宏)委員長】

それではこれより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。

本日は、関係団体からの意見聴取が3件でございます。

建設関係団体については公開で行い、個別事業者については、会社経営に関する内容があることから、非公開で行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。そのように決定いたします。

なお、本日出席の建設業協会及び書面により意見聴取を行った建設業関係団体、合わせて4団体からの御意見に対する委員会回答につきましては、机上にあります別紙「建設業関係団体の意見聴取における今後の流れについて(案)」のとおり、12月中に各委員から事務局回答素案についての意見を出していただき、1月下旬までに委員会回答を決定いたします。その後、各団体へ委員会回答の送付を行い、県のホームページで公表することとします。

それでは、事務局から一般社団法人福島県建設業協会をお呼びください。

(一般社団法人福島県建設業協会 着席)

【伊藤(宏)委員長】

それでは、一般社団法人福島県建設業協会 様からの意見聴取を始めます。 本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、「1 貴団体における現状と課題について」15分程度ご説明をお願いします。その後、各委員から質問をさせていただきます。

次に、「2 入札制度に対する要望について」5分程度ご説明いただいき、事務局の回答を行います。その後、各委員から質問をさせていただきます。

最後に、「3 質問事項」及び「4 その他」について5分程度ご説明いただき、事務局の回答を行います。その後、各委員から質問をさせていただきます。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、説明や発言等をマスク着用、着座にてお願いします。

本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、 予め御了承願います。

また、時間の関係もございますので、いただいた御意見に対する主要な項目については、事務局より回答いたしますが、御意見全体に関する委員会回答につきましては、1月下旬頃に送付させていただき、県のホームページで公表いたします。

それでは、よろしくお願いします。

【福島県建設業協会 会長】

建設業協会の会長をしております長谷川です。よろしくお願いします。

今の当協会の現状をお話しますと、通常の工事と同時に一昨年の台風19号等の防災、災害関係の工事を各地で行っており、それと同時に今からの季節、昨日あたりの状況をみても、会津の降雪量が大分増えてきていて、除雪もでておりますし、昨日は各地で警報級の雨が降ったということで、各協会の会員が対応しております。その辺のことも含めて、今までいろいろな入札方法にそういうことを取り入れていただいて、今、入札のいろいろなやり方を進められていると思いますけれども、やっていてちょっと私達も疑問に思う点、問題があるのではないかというとこがありますので、それを聞いていただいて、改善の方向というか、また違った方向に進めていただくベースとして聞いていただければと思います。

前もって聴き取り調査票をいただいて、それに対する意見等を書かせていただいています。それに則って細かいところを専務理事の方から説明させますのでよろしくお願いします。

【福島県建設業協会 専務理事】

専務理事の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

調査票を説明する前に、まず今回の意見のとりまとめの経緯について若干御説明いたします。 当協会の会員企業は県発注工事の他に市町村の工事も数多く受注させていただいております。その中で入札の結果と入札の制度について様々な意見がありますので、協会としてはその意見を土木技術委員会と建築技術委員会で分析を行って、さらに入札制度等検討提案ワーキンググループで品確法や他県の入札制度を参考にしながら検討しております。その内容をまとめたものが補足資料の1でございます。今回お示しした意見はその中から会員の総意として集約したものでございます。補足資料の2でございますが、これは検討の過程で問題だとされた事例の中から一般土木、建築、舗装工事それぞれ一件ずつ記載したものでございます。

今回の委員会には役員一同大きな期待を持ってここに出席しておりますので、委員の皆様には 十分な審議をお願いしたいと思います。

それでは、調査票に基づき、現状と課題についてご説明いたします。

(「資料1」の「1 貴団体における現状と課題について」により各項目を説明)

※ 福島県建設業協会様から当日の発言資料を送付いただきましたので、 「福島県建設業協会様提供 発言資料」を別添として掲載します。・・・(A)

【伊藤(宏)委員長】

ありがとうございます。それでは委員の方から質問等がございましたらお願いいたします。

【伊藤(洋)委員】

よろしくお願いします。現状について①~⑥とあり、⑤まではわかるのですが、⑥の建設業に関する住民理解が不十分とは、どういった内容になるのでしょうか。

【福島県建設業協会 専務理事】

大分前になりますけれども、建設業というのはブラック企業だということで、談合体質とか公共事業悪というレッテルのもと、ずっと営業してきましたけれども、そういう中でやってあたり前というくらいに見られています。ところが、特に大震災以降そうですが、一番危ないところに一番先に駆けつけて現場を応急対応するということが段々浸透してきて、理解は深まってきたと我々は思っておりますが、そういったときはそのように受け止められておりますけれども、期間がたつとなかなかそういう思いが薄まってしまうと肌で感じています。そういう意味で我々の社会における役割というものをしっかりと伝えていくという部分では、まだ努力不足かなという感じはしております。

【島田委員】

聴き取り調査票に書かれている項目それぞれが、建設業協会としてのまとめではありますけれども、現実には日本全体のまさに一番の課題を如実に、正確にまとめられた項目かなというところで感動いたしました。

一方では例えば今おっしゃられたように、今までなさってきた経済活動と違う入札制度において公平、平等に、県民が納得いく形を模索しながら、この制度ができてきたということで、その狭間で委員会の皆さんが苦労しているところではあると思います。

少子化ということがある中で、福島県も同様に人口が減っているということで、この問題が非常に明確になってきたことは確かなわけです。入札制度等監視委員会だけではとてもやりきれない問題が多いなということが今回改めて感じました。建設業協会を含めその他の協会又は団体においても議論の必要があるのではないでしょうか。直にやりとりをする時間をもっととらないと協会がまとめている項目等がよく伝わらない。協会が課題としてあげてきたことをどうやって制度に取り入れていくか非常に難しい。福島県を魅力的にみせるためにはやはり物を作るという建設業の重要性と入札制度が公平であることをどのように合致させるかもっと意見交換を行って実態として残せるよう、実務に繋げられるようまとめられたらいいなと感じました。

【伊藤 (宏) 委員長】

ありがとうございます。島田委員の御意見と関連して、今回このペーパーに的確に現状と課題をまとめられたなと思っております。ただ、課題を解決するためには国や行政がしないといけないこともありますし、あるいは個別の企業の企業努力という部分もあると思います。協会としてどういうことができるのか、協会としての役割というのをどういうふうにお考えなのかというのをまずお聞きしたい。それと先ほどの図-3で会員数が減ったとの話がありましたが、これはそもそも建設業を担う企業が減っているのか、それとも建設業協会に加入している企業が少なくなっているのか、あるいは両方なのか、2点をお願いします。

【福島県建設業協会 専務理事】

1 点目の協会としての役割についてですけれども、我々協会は会員企業の代表でございます。 会員企業のいろいろな要望や意見をしっかりと受け止めて、それを改善するために発注者、国、 行政に要望をすることが大きな役割であります。それと、いろいろな現場でのトラブル、現場対

応があります。それを集めて発注者の方に直接改善を申し入れます。会員企業のいろいろな問題をまとめて行政や発注者に改善を申し入れるのが大きな役割であります。

企業数の話ですけれどもおそらく建設業許可を持っている数は時代の中であまりかわっていないのではないかと思います。潰れては生まれの繰り返しで、国も50万者ほどあるということです。ただ、福島県としては中枢の役割を担うのは建設業協会でございます。安全安心を担うための災害協定をするのも当協会でございます。そこでいきますと、ピーク時に400数十者あったものが今は230数者です。会社数も減っておりますけれどもそこで働く従業員も含めてピーク時より1万5千人も減っているという現状であります。そういう意味では本当に安心安全を担える、県と災害復旧協定を結んで現場で対応できる企業数は減っている。それ以外の復旧事業は、中には当会員以外で大きな企業はありますけれども、全体的に見ればそうではないというところが多いということです。

【新城委員】

御説明ありがとうございます。今の会員数について御説明いただいたのですけれども、もう少し教えていただきたいのは、災害対応ができるという会社が他にもいろいろいらっしゃるということですが、把握しにくいかもしれませんが、建設業界の中の何割くらいが協会の会員になっているのでしょうか。

【福島県建設業協会 専務理事】

我々会員数は238者であります。その分母は我々把握しておりません。それは行政の方でおさえていると思います。

【伊藤 (宏) 委員長】

お時間の関係もございますので、次に進めさせていただきます。 次に、調査票の「2 入札制度に対する要望について」説明をお願いします。

【福島県建設業協会 専務理事】

(「資料1の「2 入札制度に対する要望について」主要な項目として以下の項目を説明)

※ 福島県建設業協会様から当日の発言資料を送付いただきましたので、 「福島県建設業協会様提供 発言資料」を別添として掲載します。・・・ (B)

◆地域の守り手育成型方式について

(一般土木工事・舗装工事)

・①地域貢献の実績は国・県・市町村となっているが、県の入札である以上、県の実績に 限定すべきではないか。

(建築工事)

・①建築工事は、除雪や維持補修の実績がないため、支店は準本店にはなりえないので、 入札参加者の選定は本店のみとすべきではないか。

【伊藤(宏)委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、 お願いいたします。

【入札監理課長】

時間の関係もございますので、主な項目について、お答えさせていただきます。

まず、はじめに、2ページ上段の①についてです。

県の入札制度である以上、県管理施設の災害対応、除雪維持管理業務を行っている企業に限定 してほしいというお話です。

まず、十数年指名競争入札を行ってこなかったという経過がありまして、東日本台風等の、大 災害直後の令和2年度から新たな制度として創設したものになります。御承知のように東日本台 風においては甚大な被害があり、国、県、市町村が一体となって、全県を挙げてそれぞれの企業 が災害対応をしたというのは事実になります。また、県、国、市町村の連携が非常に重要になっ ていることを踏まえまして、県のみに限らず国、市町村の維持管理や災害対応をしていただいた 企業につきましても、県民の安心安全を担っているという観点から対象としております。

次に下段の建築工事の①です。建築工事には除雪作業はありません。しかしながら、維持補修 業務委託につきましては、建築関係における緊急対応をした場合につきまして、実際に認めてお ります。この場合は、準本店という扱いにしております。

次の質問事項等でもいろいろな御意見がありますが、地域の守り手育成型方式における指名競争入札は去年の8月から具体的な運用を開始しております。現在は試行期間であります。前回の入札制度等監視委員会でお示ししましたように、今後、運用状況につきましては、慎重に分析して検証してまいります。その上で、よりよい制度としてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。以上です。

【伊藤(宏)委員長】

ありがとうございます。それでは、各委員から質問等ございましたらお願いします。

【高畠委員】

2頁の一般土木②に12者以上とあります。先ほど御説明いただいた図-3の協会会員数の推移をみると山口支部は7者、田島支部は9者となっています。県の許可業者はもっとたくさんいると思いますが、主体的にやっていただける業者ということであれば、この12という数字が良いのか、協会会員数をみると足りないところもあります。一方、この委員会でも指名業者の地域要件を拡大すれば「地域の守り手」ではなくなるのではないかという意見もでております。その辺について具体的に何か御意見をいただければと思います。

【福島県建設業協会 専務理事】

おっしゃるとおり3,000万円未満の地域に密着した工事ですから、当然地元企業が行うというのが合理的だと思います。しかし、企業の数が少ないと競争性が保たれないのではないかという御指摘かと思います。

入札制度の中で一番大切なのは透明性と住民理解だと思います。なぜ、入札に参加する業者がこれなに少ないのかという地域住民から問題を提起されたときに、きちんと説明して納得いただけるようなものであるべきだと思っております。つまり、5者、6者でも「なるほど、そういう数なんだね」ということが説明できるような制度であればと思います。競争性の部分での12者ということよりも、その地域では何者ならふさわしいのか、それが住民から納得を得られる数なのか、そういった説明ができて、なおかつ選定にあたっては透明性があるということが企業数の少ない地域の入札のあり方だと感じています。

【伊藤(宏)委員長】

他よろしいでしょうか。

それでは、調査票の「3 質問事項」及び「4 その他」について説明をお願いします。

【福島県建設業協会 専務理事】

- (「資料1の「3 質問事項」について、主要な項目として以下の項目を説明)
 - ※ 福島県建設業協会様から当日の発言資料を送付いただきましたので、 「福島県建設業協会様提供 発言資料」を別添として掲載します。・・・(C)
 - (1)総合評価方式における評価項目の見直しについて要望や意見・・・資料1の3頁~5頁 (一般土木工事・舗装工事)
 - ・①選択項目となっている災害時の出動実績又は災害応援協定、除雪等の実績評価を個別の 評価対象としてほしい。
 - ・③ジェンダーフリーの観点から、また、女性技術者の就職数が少ないことから女性技術者の評価項目を削除してほしい。

(建築工事)

- ・④企業の技術力評価年数を10年以内から15年以内に延長してほしい。
- (2) 少子化や過疎化に対応するための入札制度等への提案等・・・資料1の6頁
- ・①担い手確保のため、若年入職者の促進支援及び企業が利益を確保し健全経営できるよう な制度とするため、最低制限価格等の価格の引き上げをしてほしい。
- ・②地域の安全・安心を担う地元建設企業の存続が必要不可欠なため、競争性の重視だけではなく、地元企業が安定的に経営できる透明性のある入札制度としてほしい。
- (3) 現行の発注金額の設定における入札参加者の格付や地域要件等に対する意見や要望 等・・・資料1の7頁
- ・②地域の守り手育成型方式においても、格付等級に基づいた入札を行うこととしてほしい。
- (「資料1の「4 その他」について、主要な項目として以下の項目を説明)
 - ※ 福島県建設業協会様から当日の発言資料を送付いただきましたので、 「福島県建設業協会様提供 発言資料」を別添として掲載します。・・・ (D)

●意見・質問

- ・①地域の守り手育成型方式の育成目的(どのようなことを期待しているのか)及び現実的に 可能と考えているのか教えてほしい。また、災害対応、除雪等維持管理の実績を県の実績に 限定しないのなら、県の担い手ではないのではないか。
- ・②特定関係がある者同士の同一工事での入札参加は禁止とすべきではないか
- その他
- ・議事録の作成は「資料により説明」ではなく、省略せず作成してほしい。

【伊藤(宏)委員長】

議事録についてですが、今までは各団体から意見を聴取してきて、出席いただいたため時間が 短かったわけですけれど、今回、建設業協会様からかなり時間をとっていろいろ話を伺いましょ うということで、他の団体の方は書面による意見聴取となりました。今回は今までと事情が違い ますので議事録についても検討させていただきたいと思います。

それでは事務局から回答がございましたらお願いします。

【入札監理課長】

主なものについて答えさせていただきます。

まず、資料3頁の①総合評価方式において県のみの実績を評価してほしいという御意見について、先ほど地域の守り手育成型方式でもお話させていただきましたが、令和元年東日本台風で各地域で甚大な被害が発生し、それぞれの各地域の担い手が一生懸命対応したということです。地域の守り手と連動する形となりますが、県のみではなく、国、市町村の実績も評価すべきと考えております。

次に③女性技術者を評価項目から削除してほしいという御意見ですが、この項目を入れた経過というのが、建設業協会様からの意見要望の他にも他の団体からも意見要望を伺っております。一つは、建設コンサルタンツ協会との意見交換会で、若手技術者、女性技術者の育成のために是非評価項目に入れてほしいとい要望がありました。それから日本建設業連合会との意見交換会を令和2年度実施しており、その際にも技術者の確保という中で若手、女性技術者の確保のための評価項目の要望がありました。そのうえで若手に限らず女性技術者につきましても令和3年度から評価項目に入れたという経過があります。

続いて4頁建築工事①の標準型、簡易型における企業の技術力、施工能力の対象期間の延長についての要望が一つ、5頁③優良工事の対象期間の延長、次の④配置予定技術者の技術力の施工能力の対象期間の延長という部分についての要望につきましては、公正性の観点から建築工事に限らず、全発注種別におきまして検討してまいりたいと考えております。

次に7頁(3)格付についての②についてですが、どの入札方式においても格付を重視しているのに地域の守り手育成型方式は格付を重視しないのかという御意見です。これにつきましては、県の入札制度ではありますが、地域の守り手育成型方式は特殊な制度になります。対象工事を3,000万円未満という小規模工事に限定している入札であることから格付を要件としていないという制度にしております。併せて、他の入札では地域要件がありますが、地域の守り手育成型

方式においては地域要件も付しておりません。全て管内になります。他の方式とは違った形の制度としております。

続いて8頁①、守り手の育成が現実的に可能と考えているのかという意見です。まず、守り手の資格要件としましては、県の工事等請負有資格者名簿に登録されていることが前提になります。名簿に登載されている業者につきましては、県の工事に参加したい、元請になりたいということで、申請して登録されているところです。総合評価になりますと「評価」が固定化されていて、新たに入札に参加し受注することが非常に難しい、点数で決まってしまうということをアンケート等で多く言われております。固定化されている点数がないと落札できないということで、なかなか県の受注はできない、市町村の受注に限定されているという話もあります。名簿に登載されているという観点から応札意欲のある企業を公正に取り扱う、守り育てるということがこの地域の守り手育成型方式の目的となっております。では、実際に育っているのかということにつきましては、前回の委員会でもお話しましたが、この点をどうやって分析するか、科学的に証明するのかということは非常に難しいところではありますが、検証項目の中に「担い手企業の育成」という項目を入れておりますので、その中で検証していきたいと思います。県としては、守り育てていくことを目的に創設しております。以上です。

【伊藤(宏)委員長】

ありがとうございます。それでは、委員の皆様から御質問等ございましたらお願いします。

【島田委員】

資料の最後、建設業のDXの対応ということで、いろいろな技術を知った上でのDX化は役立つと思うのですけれども、そういったものの中身というのはどうやって活用されているのでしょうか。

【福島県建設業協会 会長】

人手不足という点から現在電子化が進んでおりますけれども、急速に進むとそれだけ私達に負担があるので、国は発注工事の中で案件毎に電子化対応か否かを明確にした上で発注しているのが実情です。私達自身も現場の人手不足が解消される、昔は手作業でやっていたところをドローンやGPS等発達しているので、測量等はやっていますけれども、もっと進めば、始めから終わりまで一つの関連性の中で機械化施工ができる、測量等もドローンを活用して施工するということになると思います。協会自体も会員に勉強会をしていますし、それをやっていかないとこれから入札しても仕事がとれないので、皆さん経費をかけて準備をしているところだと思います。

【高畠委員】

4頁の⑦「家畜伝染病の防疫対策業務に関する協定」についてですが、これは明日いきなり出動してくださいといわれても急には出動できないと思いますが、事前の準備や訓練をやられているということで、協定を結ぶことでの評価、実際に出動したらその出動に対してまた評価してほしいという考え方でよろしいですか。

【福島県建設業協会 会長】

この家畜伝染病の協定はおそらく災害協定と同じような締結をしております。訓練というか、 鳥や豚でやり方は違うと思いますけれども、今までは袋に鳥や豚を入れて敷地内に埋めるという ことがベースだったのでバックホウ等の機械が必要になります。そのため協定を結んで、なおか つ防護服を着てやらなければならないので準備ができあがった時点で出動、出動要請があって出 動するので、他の仕事を止めてやらなければなりません。その点を含めて評価を入れていただき たいという要望でございます。

【新城委員】

いろいろな災害の時や有事の時に皆様が貢献してくださっていることをありがたく思っています。補足資料の4頁の下から3行目に「業務が困難なわりには利益率が少ない」と書かれてありますけれども、実際に携わっている業者様の意見を含め、どのように皆様が捉えているのでしょうか。利益率が少ないというところがどの程度のものなのか詳しく教えてください。

【福島県建設業協会 専務理事】

それは社会的使命感です。

【福島県建設業協会 会長】

私達の機械をつかって道路を除雪していますが、道路を封鎖して除雪するのではなく、車を通しながら時間をかけずに行っています。そういうことをやるとなると、初めてのオペレーターではできない。それなりの経験をして道路の状況を熟知している者でないとできないと思います。そういう方々が高齢となって若い人しかいなくなれば、道路を早く開通させることが難しくなってくるので、若者の教育をしなければならない。それと、積雪が多いところでは前もって出動できるように機械の準備をしておかないといけないので、そういうところにもお金がかかっております。後は、ずっと待機していて雪が降りましたので出動してくださいということであればその待機料、工事をしていた場所から雪が降ったので招集がかかることもあります。施工していた工事の材料を捨てていくようになります。やはり除雪というのは地域を守るという使命感と同時に利益率を鑑みずにやっていることなので、その辺のことも考えて入札制度のところに災害対応と同じような扱いをしていただければ良いかなと思います。

【伊藤(宏)委員長】

それではお時間でございますのでよろしいでしょうか。

【福島県建設業協会 専務理事】

一点だけ確認させてください。聴取会ということは理解しておりますが、建築工事の準本店の 部分で緊急対応も該当させるということでした。その業務の量と重さ、頻度からいって私は全く 差がありすぎると思います。この場はここで留めておきます。

確認したいのは、格付等級の件ですが、発注者である土木部、農林水産部も同じような見解な のでしょうか。

【農林技術課長】

格付についてですが、県としての入札制度でございますので、基本的に入札監理課の意見と同じでございます。また、農林水産部の工事においては地域の守り手育成型の工事が少ないものですので、県の入札制度により執行しているところでございます。

【建設産業室長】

地域の守り手の格付につきましては総務部の所管でございますので回答を控えさせていただきます。ただ、地域の守り手につきましては、土木としては、工事の発注者として品質確保が重要でございますので、工事の発注者の立場として、また、土木施設を適切に維持管理していく必要があるという観点から検証をしてまいりたいと考えております。

【伊藤(宏)委員長】

最後に1点、感想を言わせて下さい。地域や社会を守るために非常に重要で必要な業界であると思っておるのですけれども、従業員の高齢化、若者がなかなか就職してくれないという問題があることは重々承知しております。そう言っても、若者が夢をもてるような、魅力を感じるようなそういうことを積極的に情報提供する努力を業界としてはやられていると思うのですけれども、より一層そういうことをしていただければと思っております。

それではこれで一般社団法人福島県建設業協会様からの意見聴取を終わります。御協力ありが とうございました。

(一般社団法人福島県建設業協会 退席)

次の個別事業者からの意見聴取は、冒頭に申し上げたとおり非公開での審議となりますので、傍聴者及び報道機関の方は退席をお願いします。

公開での審議再開は、15時20分頃を予定しています。

(傍聴者等退席)

ここで、休会時間を兼ねて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気の時間を5分ほどとらせていただきます。

	これより非公開審議	》
(非公開審議開始)		
《 (公開審議開始)	これより公開審議	»

【伊藤(宏)委員長】

次に、「各委員の意見交換」に移ります。どなたか発言する方はいらっしゃいますでしょうか。

【高畠委員】

県と市町村の維持管理における業者のレベル差について、土木部や農林水産部さんが先程の意 見を聞いてどのように思われたのかお聞かせ下さい。

【土木部次長】

特に除雪の話は会津等の雪国を走っていただくと明確にわかると思います。県の道路というのはまさしく都市間を連絡しておりますので、まっ先に主要な道路として除雪をしっかりやらないと地域の物流等が止まります。市町村がもっている道路というのはいわゆる生活道路です。大雪の時には県の道路は走れるのだけれども市町村の道路は除雪ができていなくて走れないという状況が現実存在しております。さきほど個別事業者がおっしゃっていたように、除雪については県道、市町村道のレベル差がはっきりしている。我々としては重要な道路を担っているということで、適切な業者さんに除雪をお願いして、高いレベルの除雪を求めているということでございます。

【農林技術課長】

農林水産部の維持管理につきましては、農業用ダムの維持がメインになりますが、市町村や土地改良区になりますと用水路の維持管理もあり、工事内容が全く違うものとなり、維持管理を担っていただく業者さんの選定も変わってくるものと思いますので、やはり規模感が違うのかなということになります。

【新城委員】

一番最初の団体からいろいろお話を伺った件なのですけれども、災害時の出動実績等は県のみの実績としていただきたいというお話がありまして、皆様のお気持ちは分かりますし、県の方の意見ですと住民の目線だと災害対応というのは県のみの出動というように、どれか一つとは言えないというお考えも非常に理解できます。

なぜそこまでこれにこだわっていらっしゃるのかなという印象を受けまして、何かその県ではなく市町村や国では災害時の対応が異なるということなのでしょうか。

【土木部次長】

先ほどの団体が言い切れなかった部分があると思います。維持管理業務や除雪業務、災害対応 業務というのは普通の一般的な工事に比べて利益が薄い。特に除雪はほぼ社会的な責任で行って いますとおっしゃっていたように、いわゆる維持管理業務というのは「あそこに異常があるから 今すぐ対応してくれ」というようなお願いを県でいたします。除雪についても「どうも今晩雪が 降りそうだから待機してくれ」とお願いします。ところが一般工事はいつからこの工事を始める か段取りができます。そういったところを踏まえますと維持管理、災害復旧、除雪というのは一 般工事の利益には十分差がある。地域に対する責任感でやっている業務を継続させるためにも一 般的な工事をある程度請け負っていかなければならないということを踏まえれば、ある程度そう いった対応をしている業者につきましては優遇的な対応があってもいいのではないかということ をおっしゃりたかったのかと思っております。

【新城委員】

ありがとうございます。私がお聞きしたいのは、災害時の実績というのは県だけで行うものではないですよね。市町村道で何かあったから出動したとか、国の管理の場所で土砂が崩れたから出動したとかあると思うのですけれども、そういうのを全て対応して下さっているので県としては評価したいということですよね。

先ほどの団体さんは県のみの実績を評価してほしいということでしたが、何か国と市町村の災害時の対応の大変さで違いはないのですか。県は特別に何か緊急な対応を求められるからということなのでしょうか。

【土木部次長】

県が管理する道路や河川と市町村が管理する道路や小さな水路では、物の違いがございまして、 それに対する災害対応というのは、まさしく業者さんのレベルの違いが必要になってきます。例 えば県の大きな河川の災害復旧を市町村の水路等の災害復旧を行っている会社さんができるかと いえば大変難しいものがあります。そういったところのレベルの差も考慮してほしいということ だと思います。

【伊藤(宏)委員長】

市町村の小さな道路や橋等の災害復旧も災害が起こったときには大事なことだし、もう少し大きな県道だったり3桁国道等の災害復旧も必要ですよね。それはともに「地域の守り手」であるはずですよね。技術の問題や規模が違ったとしても。それらを含めて地域の守り手を育てていきましょうというのが今回の制度ですよね。

にもかかわらず、なぜ県管理の工事だけに固執するのかが今ひとつわからいというところですね。そこまで固執する必要があるのかなという印象は受けました。

(複数委員から同意の声)

【小堀委員】

建設業協会様の意見の中で分からないところがありまして、時間がありませんでしたので質問できなかったのですが、事務局で何か分かれば教えていただきたく思います。

資料の6頁「過疎化について」のところで、今の実態を踏まえるとこの先厳しい状況が予想されるということでしたが、本当に切実な問題だなと感じました。その中で末尾のところで、地元企業が安定的に経営できる透明性のある入札制度にしていただきたいという、この「透明性」のところがどういうニュアンスでお伝えしたかったのか、あるいは事務局としてどういう内容として受け止められたのか教えてください。

【入札監理課長】

本県の入札制度は、透明性、競争性、公正性、品質の確保の4点を基本として制度管理してきました。競争性の視点で、本来50者程度集まるような入札になるように管内から隣接3管内、県内、全国という4段階に拡げていって、50者集まったところで入札を行う設定をしてきた経過があります。その中で過疎化というのは、外から企業が入札に参加してきて地元の企業の

受注がなくなってしまい企業自体がなくなってしまう。そうなると人もどんどんいなくなって しまうというストーリーができあがってしまうのは非常に困るということで、過疎化に照準を 合わせたような入札制度ができないものなのかという御意見だったのかなと受け止めておりま す。

ここについては制度管理の根幹に関わることとなりますので、非常に重い課題ではありますが 慎重にどういうようなものが良いのかということをやっていかないといけない課題ではあると 事務局としては考えております。

【伊藤(宏)委員長】

前回の会議において今日欠席の今野委員の方から県の総合計画との関連で、例えば総合評価の項目において洗い直しが必要ではないかというお話がありました。

今回、建設業協会も個別の業者さんもSDGsを意識した取組みをやられていて驚きました。 すごくいいことだと思います。

県の総合計画の中に「SDGsの理念を踏まえながら各種施策を推進する」という記載があります。入札制度の中でこのSDGsの精神をどういうように取り込めるのかというのは難しい問題ではあると思いますが、この委員会も含めて事務局もSDGsを踏まえた上での総合評価方式における評価のあり方を今後計画していかないといけないのかなと思っておりますので、委員の皆様もよろしくお願いします。

【伊藤(宏)委員長】

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、その他に移りますけれども委員の皆様から何かございますでしょうか。 事務局から何かございますでしょうか。

【入札監理課長】

委員会冒頭に委員長の方から、今後の流れについてということで説明していただいたことにつきまして、机上にまとめたものをあげさせていただきました。「建設業関係団体の意見聴取における今後の流れについて(案)」ということで、今後メール施行でのやりとりがございます。委員会としての回答という名義になりますので、必ず御覧いただきまして御意見等があればご回答いただきますようお願いします。また、特に御意見がない場合につきましても、その旨の返信を是非お願いしたいと考えております。よろしくお願いします。

【伊藤(宏)委員長】

次回の委員会は2月を予定しておりますが、この意見聴取の回答については1月に各団体に回答することになりますので、メールで御意見等ございましたらお願いします。御意見がなくとも返信はしてください。

他いかがでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会の抽出案件について、審議対象期間と抽出テーマ、抽出チームのご指名をお願いいたします。

【伊藤(宏)委員長】

ただいま、事務局から審議依頼のあった件について、御意見ありますでしょうか。なければ、 事務局案があればお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局案を申し上げます。

抽出テーマは、「地域の守り手育成型方式について」、対象期間は、「令和3年4月~令和3年9月」、抽出委員は、五十音順で「今野委員、島田委員」ではいかがでしょうか。

【伊藤(宏)委員長】

ただいまの事務局案について、いかがでしょうか。

(意義なし)

それでは、事務局案でよろしくお願いします。

本日の議事はこれで終了いたします。ありがとうございまいした。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は2月上旬から中旬の開催を予定しております。お手元に日程調整表をお配りしましたので、御手数ですが、12月9日、来週木曜日までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料2、3につきましては、事務局で回収しますのでお持ち帰りにならないよう、お願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第83回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていた だきます。ありがとうございました。